

資料 1

調査名：労働力調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 労働力調査規則 (昭和58年総理府令第23号)									
調査の目的	国民の就業及び不就業の状態を毎月明らかにし、国の雇用対策や経済政策などのための基礎資料を得ることを目的とする。									
予算額	79,734 千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: center;">一 千円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">うち</td> <td style="text-align: left;">県 事 業 費 79,734 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">国庫</td> <td style="text-align: center;">79,734 千円</td> <td style="text-align: left;">市町村事業費 — 千円</td> </tr> </table>			一般	一 千円	うち	県 事 業 費 79,734 千円	国庫	79,734 千円	市町村事業費 — 千円
一般	一 千円	うち	県 事 業 費 79,734 千円							
国庫	79,734 千円		市町村事業費 — 千円							
調査の時期 周 期	<p>■周 期：毎月 ■調査日：毎月末日現在（12月は26日）</p> <p>※調査事項のうち、「就業状態」については、調査日を末日とする1週間の状態について調査する。</p>									
主要調査事項	<p>1 全ての世帯員について 男女の別、世帯主との続き柄、出生の年月</p> <p>2 15歳以上の世帯員全員について (共 通) 氏名、配偶の関係、調査期間の就業状態、 (就業者関係) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、所属の企業全体の従業者 数、仕事の内容、勤めか自営かの別及び勤務先における呼称、雇用契約期間 の定め及び1回当たりの雇用契約期間、調査期間の就業時間及び就業日数、 1ヶ月間の就業日数 (求職者関係) 最近の求職活動の時期、就業の可能性、探している仕事の位置づけ（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、求職の理由</p> <p>3 世帯について 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数 等</p>									
調査対象 範囲	単位	世帯								
	範囲	国勢調査の調査区をもとに、総務大臣が指定する全国の約2千9百調査区を調査地域とし、そのうち、総務大臣が定めた方法により都道府県知事が選定した抽出単位に居住する約4万世帯の世帯員約10万人が調査対象。うち県内は、144調査区、約2千4百世帯の世帯員約4千5百人が調査対象。								
調査の方法	調査員が調査票等を選定された住戸ごとに配布し、その住戸に住んでいる世帯が調査員へ調査票を提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。									
調査機関 (調査系統)	総務省統計局—県（指導員）—調査員—世帯	指導員数	5人 (R 4)							
		調査員数	111人 (R 4)							
集計事項 および方法	<p>(1) 15歳以上人口 (2) 労働力人口 (3) 就業者 (4) 従業上の地位別就業者数 (5) 産業別就業者数 (6) 職業別就業者数 (7) 完全失業者 (8) 非労働力人口</p> <p>調査結果の集計は、総務省統計局において行う。</p>									
公表の時期 および方法	県	<ul style="list-style-type: none"> ・県結果を調査月の翌月末に公表 ・年平均を1月末に公表 								
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省統計局において、全国結果を調査月の翌月末に公表 ・年平均を1月末に公表 								
結果の利用状況	<p>1 雇用問題、失業問題などの諸施策立案のための基礎資料 2 国民経済計算推計の基礎資料 3 労働力人口、産業、職業別就業者数、完全失業者数の毎月の動向を把握するための資料</p>									

調査名：住宅・土地統計調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）											
調査の目的	わが国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的とする。											
予算額	80,840 千円	内訳	<table> <tr> <td>一般</td> <td>一千円</td> <td rowspan="2">うち</td> <td>県事業費</td> <td>10,467 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>80,840 千円</td> <td>市町村事業費</td> <td>70,373 千円</td> </tr> </table>	一般	一千円	うち	県事業費	10,467 千円	国庫	80,840 千円	市町村事業費	70,373 千円
一般	一千円	うち	県事業費	10,467 千円								
国庫	80,840 千円		市町村事業費	70,373 千円								
調査の時期 周期	■周期：5年毎	■今回調査：令和5年10月1日現在	前回調査：平成30年10月1日現在									
主要調査事項	1 住宅等に関する事項 居室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項 2 住宅に関する事項 構造、破損の有無、階数、建て方、種類、家賃又は間代に関する事項、建築時期、床面積、建築面積、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項 3 世帯に関する事項 世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入 4 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 従業上の地位、通勤時間、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、別世帯の子に関する事項 5 住環境に関する事項 敷地に接している道路に関する事項 6 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項 ※ 調査票甲は1～6の一部、調査票乙は1～6（調査票甲乙の割合：6対1）											
調査対象	単位	住戸・世帯										
	範囲	全国の約20万調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している約340万住戸・世帯が対象。うち県内は、33市町村2,359調査単位区内の約4万住戸・世帯が対象。										
調査の方法	調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出、郵送提出又はインターネットで回答する方法により実施											
調査機関 (調査系統)	総務省統計局—県—市町村—指導員—調査員—世帯		指導員数 162人（※H30）									
			調査員数 775人（※H30）									
集計事項 および方法	(1) 住宅及び世帯に関する基本集計、(2) 住宅の構造等に関する集計、(3) 土地集計、(4) 追加集計、(5) 住宅数概数集計を、総務省統計局において行う。 (全国、都道府県、市、区及び人口1万5千人以上の町村)											
公表の時期 および方法	県	国の公表の後、県分を公表予定。※前回調査(H30)は令和2年5月29日に公表										
	国	総務省統計局において集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行予定。 ※前回調査(H30)は令和元年9月30日から順次公表。										
結果の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用 各府省が作成する白書における分析での利用や都市・住宅・防災問題などの学術研究等に利用 											